

日・コロンビア投資協定が発効

コロンビア貿易投資振興機構 (PROCOLOMBIA)

2015年9月12日に「投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定」(略称:日・コロンビア投資協定)が、コロンビア議会の承認(2014年法律1720号)および憲法裁判所の手続き(2015年判決C-286)を経て、発効されました。

日・コロンビア投資協定は、両国間における投資の促進を図るため、一方の締約国の投資家が他方の締約国において投資を行う際の規則を定めるものです。第1章では協定が保障する範囲(投資及び保障される投資家の定義)、第2章では投資及び投資家の保護の基準(内国民待遇、最恵国待遇、待遇に関する最低限度の基準、収用及び補償、資金移動の自由等)、第3章では紛争の解決方法(両締約国間の紛争の解決及び

一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決)が規定されています。

本協定で特に注目すべき点は資金移動の自由であり、それぞれの締約国の中央銀行の活動を保護するための一時的な措置を除き、投資から生じるいかなる利益の移動も自由に行われることが確保されています。

日・コロンビア投資協定は、近年コロンビアが交渉してきた協定の中でも特に重要なものと位置づけられており、この協定の締結が、両国の投資環境の整備を促すとともに、両国間の投資および経済関係のさらなる緊密化、さらには現在交渉中の両国間の貿易協定の締結に大いに資するものと期待されています。

コロンビア貿易投資振興機構 (PROCOLOMBIA)

PROCOLOMBIAは、コロンビア・日本間の投資、コロンビアからの輸出およびコロンビアへの観光の促進を目的とした政府機関で、世界に26カ所ある拠点から各分野に関するさまざまな情報を発信しております。日本事務所はコロンビア大使館通商部として、コロンビア・日本間の貿易やビジネスを活性化するため、日本企業の皆さまからの個別ご照会に応じているほか、セミナーや講演会を随時開催しております。

コロンビアへの投資に関するお問い合わせは、PROCOLOMBIA 日本事務所 和合ヒロシ代表または中園竜之介投資アドバイザーまで。



代表
和合 ヒロシ
hwago@procolombia.co



投資アドバイザー
中園 竜之介
rnakazono@procolombia.co
TEL: 03-5575-5970 / FAX: 03-5575-5972

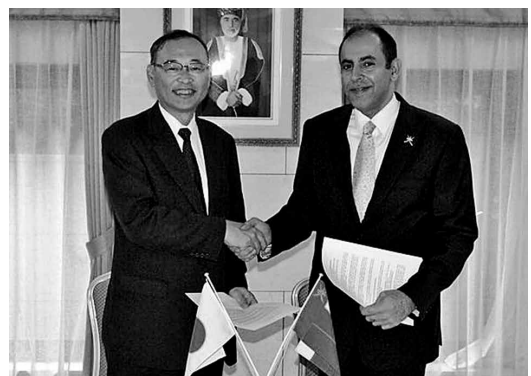
オマーン国大使館とJOIが覚書締結

オマーン国大使館

2015年10月2日、オマーン国大使館とJOIは、日本企業のオマーン国向け直接投資促進を目的とした覚書を交わしました。

本覚書において、両機関は、オマーン国の投資環境や日本企業の直接投資動向に関する情報交換や、セミナー開催などの相互協力について合意しました。

オマーン国への投資に関するお問い合わせは、オマーン国大使館 (TEL: 03-5468-1088、E-mail: info@omanembassy.jp)、またはオマーン投資輸出庁Ithraa (TEL: +968 24 62 33 00、FAX: +968 24 62 33 36、URL: www.ithraa.om) まで。



JOI近藤理事長 (左)、アルムスラヒ大使 (右)